

機関番号： 32641
 研究種目： 基盤研究 (C)
 研究期間： 2008～2010
 課題番号： 20530139
 研究課題名 (和文) トランスナショナルな市民社会が金融機関の投資行動に与える影響と規範形成過程の分析

研究課題名 (英文) The Analysis of the Impact of Transnational Civil Society on Investment Activities of Financial Institutions and on the Norm Building Process

研究代表者

目加田 説子 (MEKATA MOTOKO)
 中央大学・総合政策学部・教授
 研究者番号： 00371188

研究成果の概要 (和文)： 本研究では、国境を超えて連携するトランスナショナルな市民社会 (TCS) が主に欧米諸国において金融機関の社会的責任投資 (SRI) に与え得る影響力を検証すると共に、その規範力について分析を行った。その結果、国・分野によって温度差があるものの、主に欧州諸国において TCS は政治家・公人との連携や世論動員といったキャンペーンを通じて SRI を推進する主体として活動し、金融機関に対しても一定の影響力を行使していること、また 2008 年の世界金融恐慌は TCS が SRI を広める一助となっていること等が明らかになった。

研究成果の概要 (英文)：

This research aims to analyze the impact of transnational civil society (TCS) on socially responsible investment (SRI) activities of financial institutions mainly in the western countries, and to explore the possibility of TCS in building new norm on issues it seeks to exert its influence. Although the level of impact varies from countries to issues, TCS's strategy to mobilize general public and engage political and/or public figures directly or indirectly impact the decision making process of financial institutions. This trend became more apparent after the global financial crisis of 2008.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	600,000	180,000	780,000
2009 年度	700,000	210,000	910,000
2010 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野： 国際関係論

科研費の分科・細目： 政治学・国際関係論

キーワード： 市民社会、金融機関、投資

1. 研究開始当初の背景

研究開始時の背景について概説するために、20 世紀末から 21 世紀初頭に国際社会で起きた変化について俯瞰する。

(1) 関係主体の多様化

従来、とりわけ冷戦終結以前の国際社会では、国家や国際機関、一部の多国籍企業が主たるアクターであり、これら主体間の力・利害関係が国際

社会の方向性を大きく左右した。しかし、近年では市民社会組織や労働組合、研究機関・シンクタンク、助成財団といった主に第3セクターに分類される主体が実態的に影響力を行使するようになった。とりわけ、こうした主体が国境を超えて連携し、トランスナショナル・シビルソサエティ(TCS)を形成しつつ地球規模課題の解決に携わるケースが顕在化している。

(2) 企業の役割の増大

グローバル化が深化した同時期においては、国境を超えて資本や労働市場に影響を及ぼす企業や、金融市場に多大な影響力を持つ銀行・証券会社・機関投資家の行動様式にも様々な変化が生じてきた。民間企業はグローバル且つ普遍的な価値規範と無関係に生産・投資行動を持続させることが困難になっており、従来は運用益を最大化させることで評価された金融機関でさえ、企業の社会的責任(CSR)や社会的責任投資(SRI)といった概念を尊重せざるを得ない状況になっている。

(3) 反グローバル運動と持続可能な発展

1980年代以降顕在化した地球環境問題は、環境破壊という側面のみならずエネルギー問題や広義の開発・成長問題として捉えられ、持続可能な社会の有り様をクローズアップさせた。とりわけ、企業の効率性・収益性を重視する姿勢に批判が集まり、経済発展する方法や投融資する手段は無制限ではないとの認識が広まった。TCSは「もう一つの世界は可能だ」とのスローガンの下、世界各地で反グローバル化運動を展開した。

上述した大きな時代的背景の下、欧米諸国、特に欧州諸国では持続可能な社会の実現に向けて企業の責任を問う声が高まりを見せたことから、企業に投資・融資を行う金融機関の責任をも追及するTCSの活動が活発化した。こうした金融機関の責任を問う市民の活動は決して新しい現象ではないものの、その規模・質はここ数年で大きく変化している。

また、研究期間中の2008年には世界規模で金融恐慌が起き、金融工学の行き過ぎに批判が集中した。経済成長と持続可能な社会の在り方につき根源的な問いが投げかけられた時期でもあり、経済の血液といわれる金融、および関連機関の責任の果たし方が改めて問われることになった。

2. 研究の目的

研究目的は大別して下記の3点であった。

(1) TCSは、金融機関の投融資にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにする。

民間企業の中でも金融機関は情報開示、説明責任といった分野で製造業等に大きく後れをとってきた。例えば、消費財を提供する企業の環境汚染や人権侵害はTCSを通じて不買運動等に発展し得ることから、企業側が自ら実態改善に積極的に

ならざるを得ないのに対し、金融機関の投融資については十分情報開示されないこともあり、消費者からの圧力がかかりにくく、拠ってTCSの活動も相対的に活発ではなかった。

こうした状況に変化の兆しが表れるのは2000年代半ば以降であることから、TCSが何らかの影響を及ぼしているのか、実態調査を進めることを目指した。

(2) 金融機関のSRIに政府はどのような役割を演じているのか調査する。

ここでは金融行政というより、金融機関によるSRI促進に政府の規制・自由化といった政策が影響を及ぼしているか検討する。それは、金融機関との直接対話に進展が見られない場合、TCSは政府(政治家の動員、行政への働きかけ、裁判に訴える)を通じて圧力をかけることが想定されるからである。従って、政府、金融機関、市民社会の三者関係に着目して分析した。

(3) TCSが新たに開拓しつつある機能を明らかにする。

従来の定説では、国際関係におけるNGOは直接的サービスの提供者であり、現場に根ざした政策提言を行う機能を果す専門家集団という側面が強かった。取り分け後者の役割は、第1セクター(政府)の補完・代替機能に集約されていた。

上述した通り、昨今の国際社会における金融セクターの役割が肥大化するに伴い、TCSは新たな機能として資金の流れに直接影響力を及ぼすことが加えられるのか、検証する。そして、規範形成やその普遍化を促進する役割を担うのか分析を試みる。

3. 研究の方法

本研究では、初年度は文献の精査及びヒアリング等を中心とし、二年目、三年目において事例研究を進めた。同時に二年目には学会などにおいて随時、成果を発表した。最終年は、事例研究の整理及び研究成果の総括に充てた(後述する通り、東日本大震災によって発表を予定していた学会が中止となったことから、成果の発表は未完)。

尚、研究手法としては、TCSの役割についてアンケート等を用いた定量的分析は行わなかった。現在進行形の事例や因果関係・相関関係を特定できない場合であっても、TCSの役割を否定できるものではないからである。むしろ、TCS・政府・金融機関関係者からのヒアリングや第一次資料に基づいた帰納的分析を旨とした(分析手法については、申請者の博士論文の手法を踏襲した)。

4. 研究成果

本研究では、文献による基本調査の後、先駆的事例を中心にヒアリングを実施した。その結果得られた成果につき、下記にまとめる。

(1) SRIと金融機関一般について

経営形態・規模が多様な欧米諸国の金融機関は、

如何に SRI を実践しているのか。特に、日本の千倍規模の SRI 市場を有する欧州のベスト・プラクティスに注目して調査した。

その結果、国・機関によって温度差があるものの、共通しているのは「持続可能な社会の実現」を目指し「情報開示・説明責任を全うする」という姿勢である。

① 金融機関による「利潤の追求」と「倫理的価値を含む SRI」は両立可能である。

一般的に、金融機関は顧客に対して利子による利益を還元する責任を負うことから投資収益の最大化が優先され、高い倫理的価値を追求することは困難だとされる。その際、SRI に取り組む金融機関はこの一見相反する原則を両立させているのか疑問が投げかけられる。しかし調査を通じて明らかになったことは、社会・環境・コーポレートガバナンスといった観点を投資判断に織り込むことによって、将来のリスクを軽減させると判断している実態であって、両者は対立関係にあるわけではないということである。

最も、何らかの倫理的基準を設けることは投融資に足かせとなり、利益を犠牲とすることに繋がるという慎重論は大手金融機関ほど根強い。この為、SRI に積極的に取り組むのは比較的規模の小さい、また、政府系の金融機関 (SWF) となることが多い (この点は後述する)。

② 倫理的許容基準は個別金融機関による価値観が反映される。

SRI を積極的に組み入れている金融機関においては、既存の国際法に抵触するか否かが、倫理的投資の許容基準になると理解されている。しかし、現実には国際法の不在は投融資を許容することと必ずしもイコールとはならない。むしろ、各金融機関が独自の倫理委員会等の判断を通じて投資基準を設けている。拠って、その基準は金融機関が拠点とする国内の社会・文化・歴史的背景や価値観に左右されるのが一般的である (eg. 煙草に厳しい国内法があるニュージーランドにおいては煙草産業への投融資の社会的許容度は低い。同様に、核兵器を廃絶する国際法は不在だが、人道原則に反するという国内コンセンサスがあるノルウェーでは、関連産業への投融資は認められにくい)。

③ SRI の実践においては、個別企業の情報精査がハードルとなる。

よほど限定的な分野以外、ある産業に従事する企業は世界で数百、時には数千に上る。拠って、特定の投資除外基準を設けても運用上の問題が生じるのが現実である。膨大な時間・労力等の資源が

スクリーニング (排除過程) で必要となることから、どのような金融機関でも厳密な SRI を実践できるという保証はない。

従って、比較的大手金融機関の情報や専門調査会社の活用が鍵を握る。このため、一部の金融機関は個別企業に関するデータを公開し、小規模機関が活用することを奨励している。

(2) TCS が及ぼす影響について

金融機関の投融資行動は条件付であるものの、TCS 等の影響力が一定範囲内で及ぶことが明らかになった。背景には、金融機関間の競争及び預金者の意識向上がある。

①調査・分析結果の公表

SRI で TCS が最も影響力を行使する方法の一つは、金融機関の投融資の実態を調査・分析し、結果を公表することである。例えば、クラスター爆弾の問題では、TCS が各国内で活動する NGO によって齎される情報を下に世界の包括的調査結果をまとめ公表している。こうした報告書では、金融機関にとって不名誉な実態が白日の下に晒されることになるため、金融機関との対話のきっかけ作り等に効果が見られる。

しかし、金融機関の企業との個別取引に関する情報は一般的に公開されていないことから、専門会社等からデータを高額価格で購入することになり、敷居は高いといった課題もある。

一方、この問題は上記 4(1)③で記述した金融機関が抱える問題とも共通することから、金融機関、特に倫理銀行 (ethical bank) と呼ばれる SRI に積極的な機関と TCS が連携するケースもオランダやベルギー等では散見される。

②企業調査会社との相互幫助関係

上記のように、TCS は NGO が単体で金融機関のデータを入手・分析するのは容易ではないことから、昨今では専門の調査会社と連携することも増えている。

調査会社は一般的に投資家の投資判断基準となるデータや報告書を作成するため、膨大なデータを収集・分析している。その際、NGO も情報源となっていることから、相互幫助関係が成立することも少なくない。

③直接行動

上記の点と関連し、預金者に対する情報提供を通じて金融機関から預金を下ろす、利益のみを最優先する金融機関に対する預金者の認識を喚起する教育を実践する、デモや街頭行動を通じて問題をアピールする、といった直接的行動が金融機関との対話のきっかけとなり、具他の成果に発展する事例もある。

背景には、欧州を中心に預金者の意識高揚がある。世界規模の金融恐慌が SRI 市場にマイナス影響を及ぼすのではないかと懸念さ

れたが、実態はむしろ逆であった。2008年以降、欧州におけるSRI市場は右肩上がりで伸びており、こうした市民意識の高さを裏付ける結果となっている。

④ ネットワークの活用

企業に対し投融資を通じた影響力を行使する場合には、TCSに親和的金融機関の数と効果は比例する。抛って、NGOは単体で行動する以上にTCSを通じて国際的に共同歩調を取ることを選択する傾向にある。

(3) SRIと政府の役割

世界的に金融自由化が促進される傾向にある中、一見SRIの推進は相反すると判断されるが、実際には4(1)①で記した通り利潤の最大化と倫理的価値の促進は必ずしも対立しないとの解釈が広まりつつある。従って、国によって温度差はあるものの、SRIに対する政府の姿勢が金融機関に大きな影響力を行使しているとは限らない。

① 国際原則の推進

SRIに関する欧米諸国の取り組みは、国際機関等の取り組みと足並みを揃える形で進展してきた経緯がある。例えば欧州では、国連主導でまとめられた「グローバル・コンパクト」(企業の社会的責任に関する10原則)や、「国連責任投資原則」(投資判断に環境・社会・ガバナンスの課題を考慮に入れるよう求める原則)を尊重するよう促す場合が多い。またこれら国際基準に準じた原則を欧州連合レベルで制定することもある。

ただし、これら原則には法的拘束力がなく、あくまで各金融機関の意思に委ねられていることから、十分実践されているわけではない。そのため、政府主導で個別課題について法制化することもある。例えば、クラスター爆弾の生産企業については禁止条約の解釈を通じて、投融資を禁止する国内法を制定している国もある。

② 政府系機関

一般的に、民間金融機関に比してソブリン・ウェルス・ファンド(SWF、政府系投資ファンド)は積極的にSRIを取り入れる傾向にある。背景には、政府が順守している国際法・規程・規範から逸脱した行動をとりにくいということがある。例えば、ノルウェーやニュージーランドの年金基金は、該当政府が批准している国際法に即した投融資を行っている。

③ TCSと政府

TCSは目的を共有する場合には、金融機関に対する働きかけを政府、取り分け該当国の政治家との連携を通じて実践することがある。

(4) TCSが新たに開拓する機能

TCSは、金融機関から特定の民間企業への資金の流れに影響することによって、新たな役割を担うようになってきたと判断できる。

① 不買運動の発展系

TCSは、従来より特定企業の製品の不買運動を通じて、街頭企業の不正を追求してきた。例えば、NIKEの児童労働を問題視した際には、NIKE製品のボイコットを呼びかけ、最終的に企業の労働基準の改正を促した。同様の手法が長らく用いられてきたが、TCSは新たに金融機関に対して特定の企業へ投融資しないよう要請することによって、企業の行動様式に影響を及ぼそうと試みている。

② 規範の創造と普遍化

TCSが道徳的価値の起業家(moral entrepreneur)と呼ばれる背景には、新しい価値を社会に提示し、それを定着させる役割を担ってきた歴史がある。しかし、SRIの推進を通じて企業の不正を質し、TCSが掲げる道徳的価値(公正・平等・自由といった普遍的価値)を広めることが出来るのかは未知数である。

TCSが規範の推進を求める政府については情報公開し、政策の説明をすることが一義的責任と認識されている一方、民間企業である金融機関が他の企業に投資・融資している詳細について、どこまで開示し説明責任を果たすべきかについて定着した合意はない。あくまで個別機関の自発性に委ねられているのが現実だからである。

しかしSRI市場が拡大を続ける背景には、民間企業であっても金融機関はその公益性から預金者より預かる資金をどう運用するのかについて説明する責任を負っていると判断されることがある。これは、英国石油(BP社)がメキシコ湾において原油流出事故を起こした際、BP社のみならず同社に資金供与した金融機関の責任問題にも発展したことを思い起こしてみれば明確である。BP社は、環境問題を引き起こしたのみならず、原油の採掘方法やその安全性、経費の改ざん、事故後の対応や地元住民に対する姿勢等から、社会的責任を果していないと判断され、そうした企業に資金提供する金融機関も同様に責任を全うしていないと判断されたのである。

TCSが普遍的価値を広げてゆけるか否かは、世論喚起を始め市民の意識高揚と車の両輪であるといえるだろう。

(5) 日本国内の金融機関の実態

本研究では、主に欧米諸国における金融機関のSRIとTCSについて研究を進めてきたが、最後に日本への汎用性について検討を加えるべく、国内の金融機関についても若干の調査を行ったことから、下記にまとめる。

企業の社会的責任(CSR)の意識が法令順守及び社会貢献の域を出ない日本においてSRIは浸透しているのか。若干の地方銀行や信用金庫等が環境分野においてSRIに取り組んでいるものの、一般的に国内の金融機関のSRIに取組む姿勢は鈍化

したままである。

特に国内の金融機関はポジティブ・スクリーニング（環境問題や社会貢献に積極的な企業を選択すること）が一般的であり、ネガティブ・スクリーニング（特定の分野<eg.武器やタバコ>を投融资対象から除外すること）を実施している機関は極めて稀である。TCS は一般的に後者を推進、即ち、環境を汚染したり児童労働・不法労働を強要したりする企業を排除することを目指すため、前者のポジティブ・スクリーニングでは不十分と判断する傾向にある。

また、金融機関が CSR 報告書等に SRI 関連の情報を掲載することは皆無である。尚、規模・国に関わらず金融機関の関心が環境分野に集中している日本の現状では、TCS の活動・成果も同分野に偏る傾向が見られ、労働・人権といった社会的課題に携わる TCS には厳しい状況であると判断される。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

- ① 目加田説子
 - ・「「オタワ・オスロ」条約形成プロセスにおける動的相互作用の考察」
 - ・『国際安全保障』
 - ・査読無
 - ・37 巻
 - ・2010 年
 - ・14-30 頁
- ② 目加田説子
 - ・「非人道的兵器と社会的責任投資に関する考察——クラスター爆弾を事例に——」
 - ・『社会科学研究』
 - ・査読無
 - ・29 巻 2 号
 - ・2009 年
 - ・43-69 頁

〔学会発表〕（計1件）

- ① 目加田説子
 - ・「非人道的兵器産業への投資規制と CSO の役割」
 - ・日本 NPO 学会
 - ・2009 年 3 月 22 日
 - ・名古屋大学

☆備考： 総合的研究成果については、2011年3月19-20日に開催予定だった日本NPO学会第13回年次大会において発表する予定であったが、東日本大震災の影響で大会が中止となったため、発表には至っていない。今後は、2012年3月開催予定の次回大会において発表する予定である。

〔図書〕（計1件）

- ① 目加田説子
 - ・毎日新聞社
 - ・『行動する市民が世界を変えた——クラスター爆弾禁止運動とグローバル NGO パワー』
 - ・2009 年
 - ・252 頁

〔その他〕

- ① 目加田説子
 - ・「「新しい公共」と寄付税制」
 - ・『北日本新聞』
 - ・2010 年 5 月 2 日
- ② 目加田説子
 - ・「ネットワーク外交のすすめ」
 - ・『信濃毎日新聞』
 - ・2009 年 10 月 20 日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

目加田 説子 (MEKATA MOTOKO)
中央大学・総合政策学部・教授
研究者番号: 00371188

以上